厚生労働省
福岡労働局

資料３　厚生労働省の取組について

第16回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善福岡県地方協議会

厚生労働省 福岡労働局　監督課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

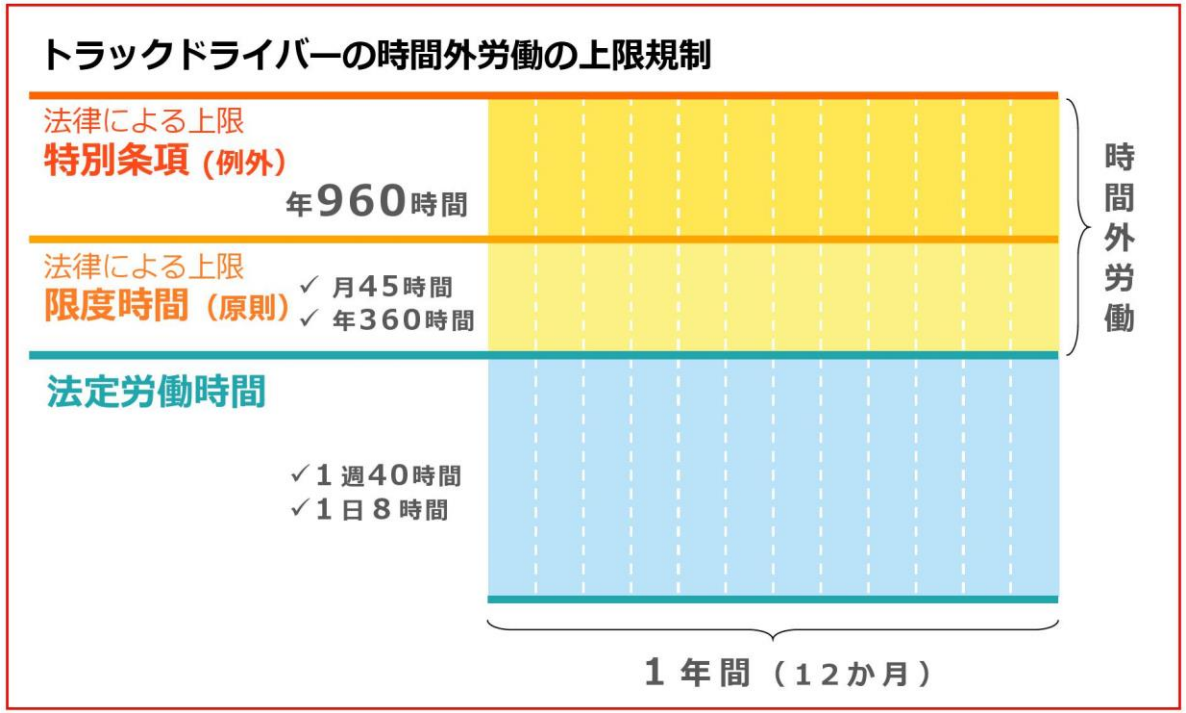
トラックドライバーの時間外労働の上限規制

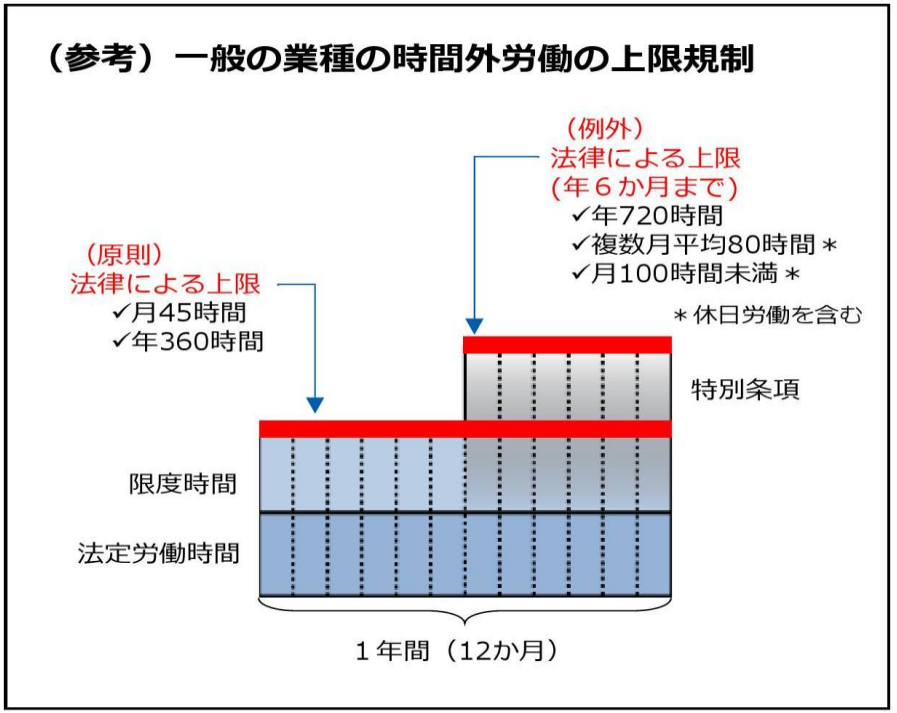
Ｒ６年３月31日まで

上限なし　※大臣告示（限度基準告示）の適用なし

Ｒ６年４月１日以降

※ 改正された「改善基準告示」も2024年4月から適用されている





トラックドライバーに適用される「改善基準告示」の主な内容

	2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
1年、1か月の拘束時間	1年　3,516時間以内 1か月　293時間以内 労使協定により、年６か月まで320時間まで延長可	1年　原則：**3,300時間以内**　例外（※１）：**3,400時間以内** 1か月　原則：**284時間以内**　例外（※１）：**310時間以内**（年６か月まで）
1日の拘束時間	原則：**13**時間以内 上限16時間， 15時間超は週２回以内	原則：**13時間以内**（上限15時間、14時間超は週2回までが目安） 例外：宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※２）、16時間まで延長可（週2回まで）
1日の休息期間	継続**8**時間以上	原則：**継続11時間与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない** 例外：宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※２）、継続８時間以上（週２回まで） 休息期間のいずれかが９時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	２日平均１日当たり **9**時間以内 ２週平均１週当たり **44**時間以内	２日平均１日当たり　**9**時間以内 ２週平均１週当たり　**44**時間以内
連続運転時間	**4**時間以内 運転の中断は、 １回連続１０分以上、 合計３０分以上	**4**時間以内 **運転の中断時には、原則として休憩を与える** （１回**おおむね**連続１０分以上、合計３０分以上） 例外： **SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず４時間を超える場合、４時間３０分まで延長可**

※１　労使協定により延長可（①②を満たす必要あり）
①　284時間超は連続３か月まで。
②　１か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

※２　１週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

他にも特例等について定めあり。
詳細はパンフレットを参照。

トラック運送事業者に対する労働時間等説明会について

令和７年11月

時間外労働の上限規制に関する説明会のご案内

厚生労働省

福岡労働局　大牟田労働基準監督署

平素より労働基準行政の運営につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働者がそれぞれの事情に応じて、多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進するために、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等がますます重要となっております。

（また、これまで時間外労働の上限規制の適用が猶予されている事業又は業務に対しても、令和６年４月から上限規制が適用されます。）

つきましては、事業場の労務管理担当者等を対象とした、時間外労働の上限規制の内容を中心として働き方改革に関する説明会を開催いたしますので、お忙しい折とは存じますが、是非ご参加いただきますようお願い申し上げます。

説明会日程や各労働局等の個別情報は裏面に詳細がありますので、ご参照ください。

なお、本説明会における運営は、厚生労働省委託会社である株式会社読売エージェンシーが行います。ご不明な点等がございましたら、別添資料の「ご質問・お問い合わせ先」宛にご連絡ください。

【申込方法】

時間外労働の上限規制説明会専用 HP もしくは
別添資料 FAX から申込

専用 HP URL＜https://jogenkisei.mhlw.go.jp/＞

※お客様からお預かりした個人情報は、ご連絡や業務のご案内及びご質問に対する回答の際に限り、利用させていただきます。

働き方改革関連法に関する説明会

（時間外労働の上限規制、改善基準告示等について）

次　第

1．開会挨拶　14:00～14:05

2．「働き方」が変わります（上限規制等について）　14:05～14:35

・時間外労働の上限規制の具体的な運用

・36 協定の届出手続き等について

担当：労働基準監督官

3．労働時間法制（改善基準告示）の見直し及び改正について　14:35～14:55

・自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）の Q＆A について

担当：労働基準監督官

4．同一労働同一賃金について　14:55～15:05

担当：雇用環境均等部指導課

5．労務費転嫁指針及び改正下請法（取適法）の概要について　15:05～15:15

担当：公正取引委員会九州事務所

6．働き方改革推進支援センター説明　15:10～15:25

・各種助成金について

担当：支援センター職員

7．質疑応答　15:25～15:30

トラックドライバーの働き方改革の推進に向けた厚労省における主な取組

- 厚生労働省においては、以下の取組により、取引慣行の改善に向けて、荷主に協力を得るための取組を進めながら、働き方改革に取り組むトラック事業者への支援を行っている。

取引慣行の改善に向けた取組

- 労働基準監督署による荷主への要請
- トラック・物流Ｇメンへの協力
- 国土交通省と連携した周知広報

トラック事業者を支援する取組

- 働き方改革推進支援助成金による支援
- 働き方改革推進支援センターによる支援

労働基準監督署による荷主への要請について（トラック）

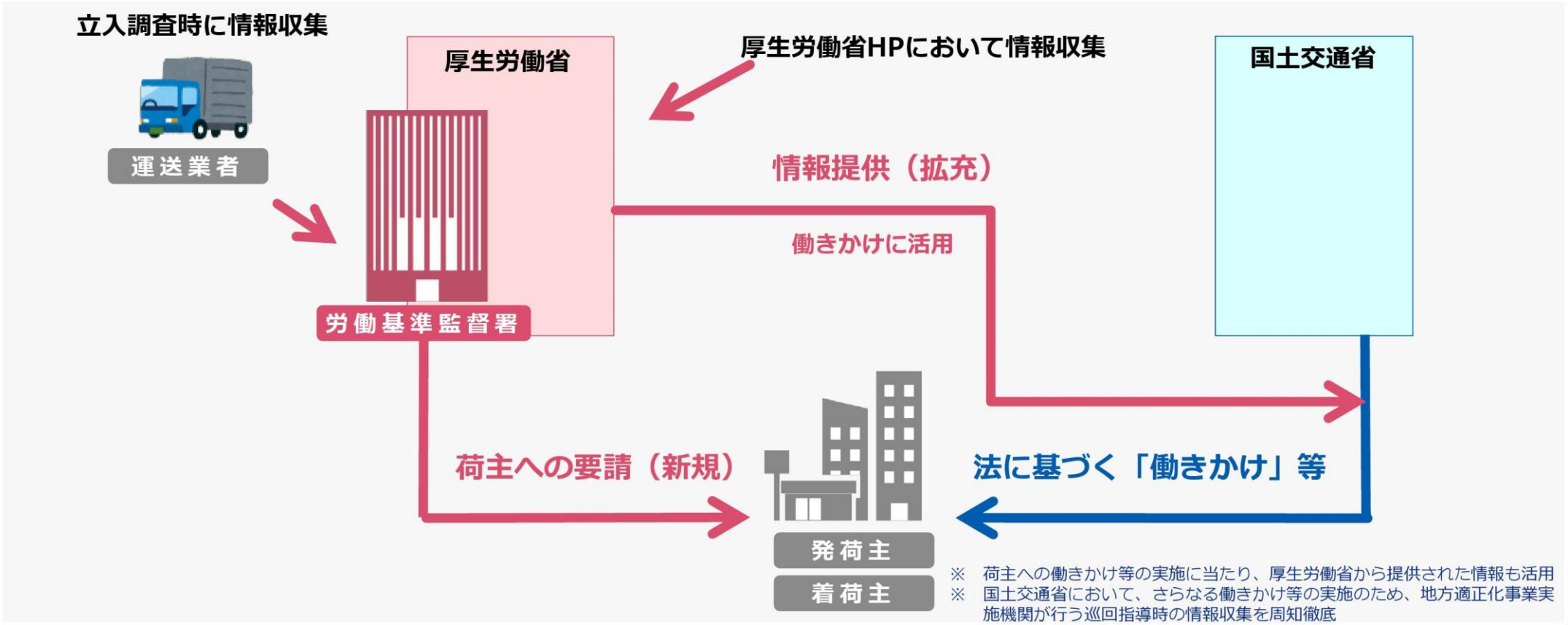
労働基準監督署による要請（令和４年12月23日～）

- **荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請**

（要請の内容）長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。
運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。

	令和４年12月～令和７年６月
実施件数	22,417件

- 対象企業選定にあたり、**厚生労働省HPや立入調査時に収集した情報**を活用 ⇒ **国土交通省にも情報提供**



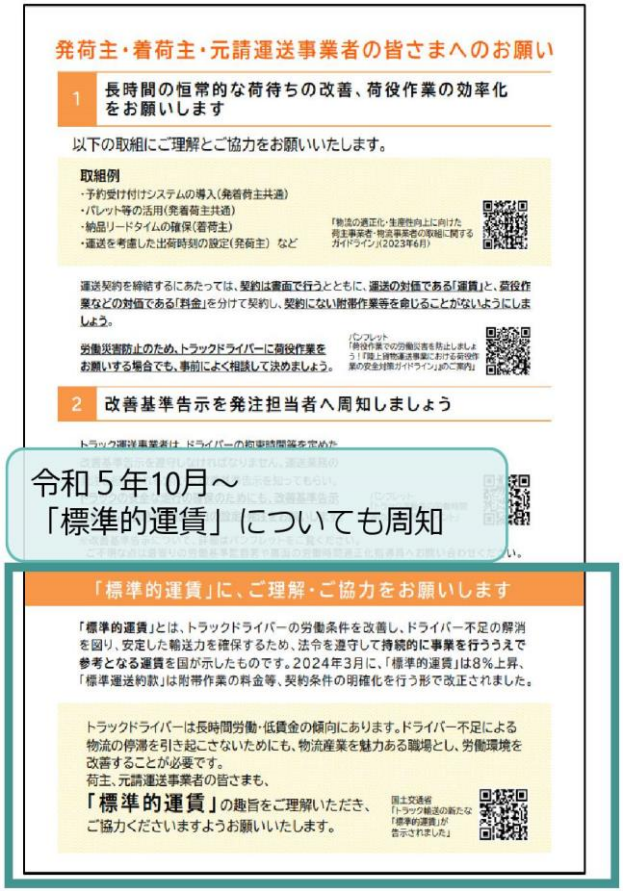
※ 荷主への働きかけ等の実施に当たり、厚生労働省から提供された情報も活用
※ 国土交通省において、さらなる働きかけ等の実施のため、地方適正化事業実施機関が行う巡回指導時の情報収集を周知徹底

労働基準監督署による荷主への要請（トラック）

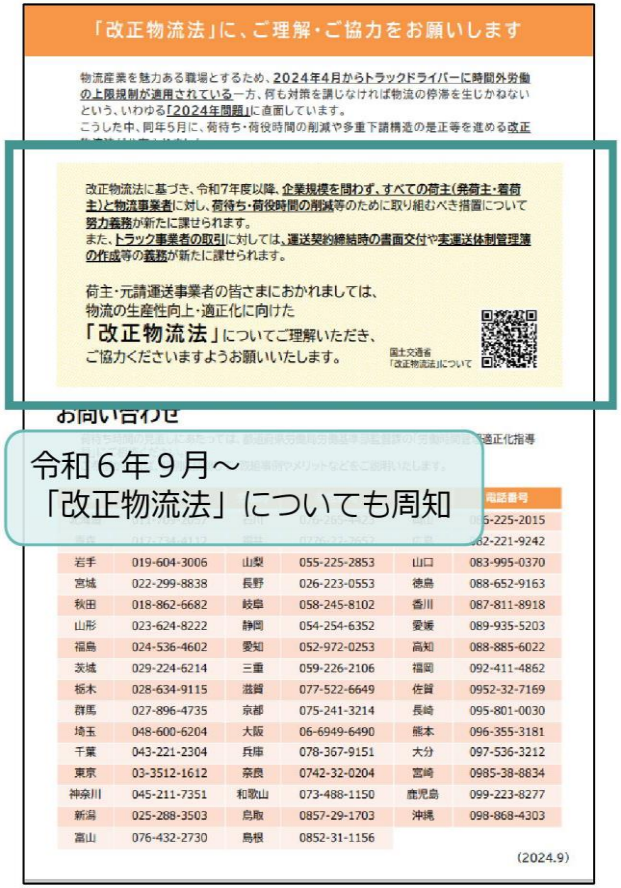
- 賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃を支払うことを周知している（「標準的運賃」の周知）。
- 令和６年３月22日に改正された「標準的運賃」 及び 「標準運送約款」 が告示され、「標準的運賃」は８％上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化された。
- 令和６年５月15日にいわゆる物流法が改正され、荷待ち時間等の削減に新たな努力義務が課されることを周知している。

発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット　「STOP！　長時間の荷待ち」





令和５年10月～
「標準的運賃」についても周知



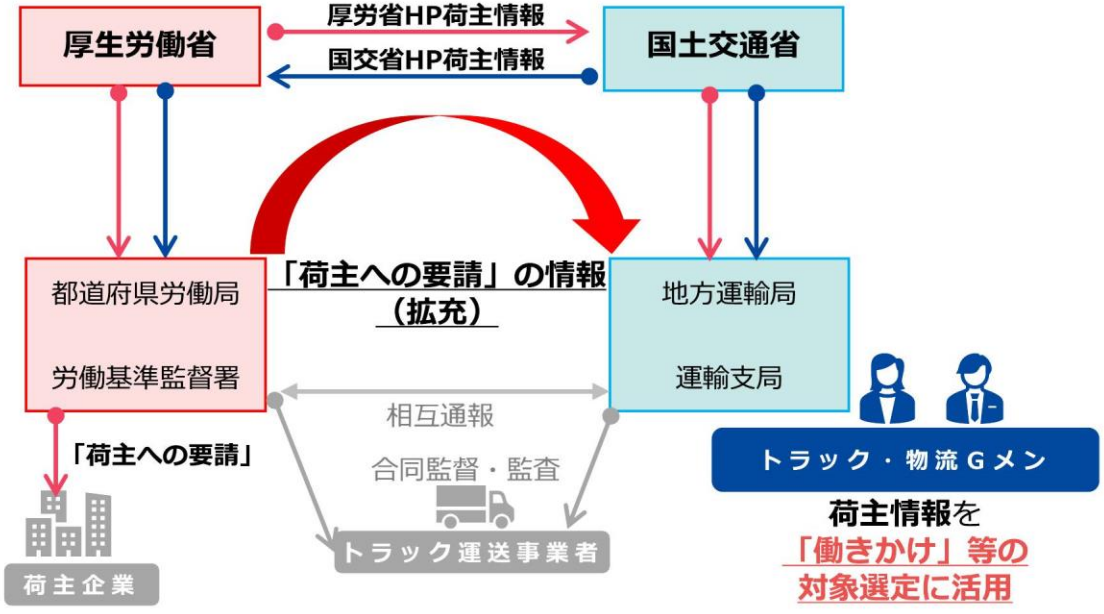
令和６年９月～
「改正物流法」についても周知

「トラックＧメン」（現「トラック・物流Ｇメン」）設置に伴う国土交通省との連携強化（令和５年10月～）

①荷主情報提供の運用強化

現行の国土交通省への荷主情報提供に加え、

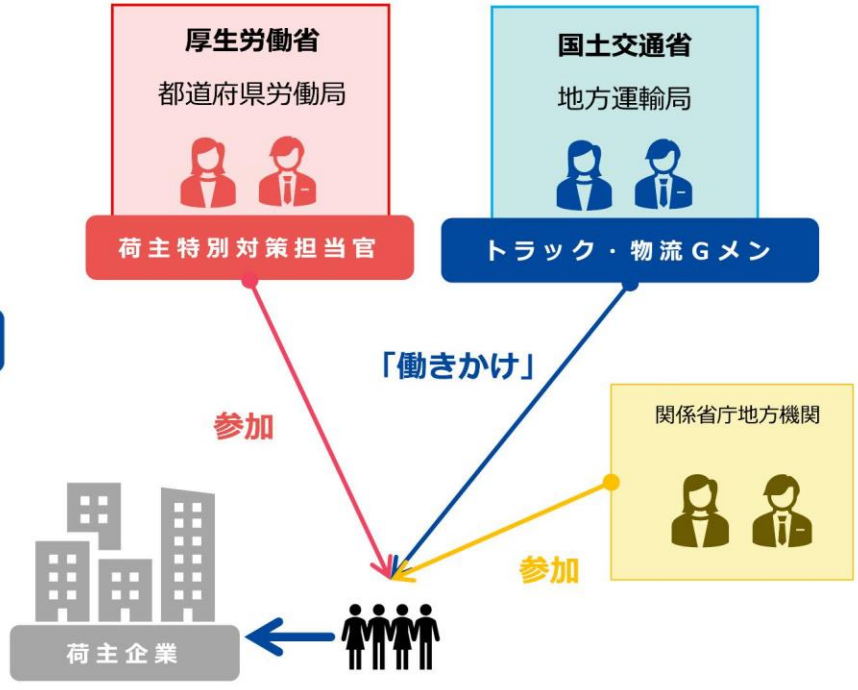
- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、**「荷主への要請」を実施した荷主の情報**を、広く国土交通省に提供し、**「トラック・物流Gメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用**



②トラック法に基づく「働きかけ」の連携強化

荷主企業に対し、新たに、

- **国土交通省のトラック・物流Ｇメン＋関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」**
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる場合は、**都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加**



③「標準的な運賃」の周知強化

労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

- トラック法に基づく**「標準的な運賃」も周知**

国民向け周知広報について （令和５年６月28日～）

- 働き方改革関連法に基づき、時間外労働の上限規制の適用が猶予されている自動車運転者、建設の事業等についても、令和６年４月１日から上限規制が適用された。
- 上限規制の円滑な適用に向けては、国民の理解や社会的な機運の醸成も不可欠であるため、自動車運転の業務、建設の事業に関して、令和５年６月以降、国民向けの広報を実施。
- 令和７年度は、特に取引関係者に対して、取引慣行の改善に向けた対応を促す周知広報を順次実施。

【イメージキャラクター】玉木宏さん（俳優）



取引企業・国民向け広報内容

（PRイベントの開催、動画、ポスターの作成など）

- 自動車運転者・建設の事業で働く方について、荷主や発注者等の都合で長時間労働になるケースがある こと。
- 自動車運転者・建設の事業での働き方を変えていくために、荷主、発注者、そして国民にもできることのご協力をいただきたいこと。

（例：適切な工期設定、荷待ち・荷役時間の短縮など）



PRイベント（令和７年８月４日開催）

主な広報実施事項

- 全国主要駅にポスターを掲載
- 電車内ビジョンで広告を放映
- 取引関係者による取組事例集の作成

※令和７年９月末まで事例を募集し、事例集の公表は令和８年２月末頃を予定

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトによる周知

- 荷主、トラック事業者によりわかりやすく情報発信を行うため、自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイト内に設けた「物流情報局」において、「標準運賃」や「荷待ち・荷役時間削減に向けた対応」等周知している。



「物流情報局」の掲載内容

荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応

- 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
- 標準的運賃
- トラックGメン　など

関係法令のポイント

- 物流改正法、関係省令　など

トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先

- 働き方改革推進支援センター　など

▲ポータルサイト

▲物流情報局（荷主向け）

▲物流情報局（事業者向け）

拡充 働き方改革推進支援助成金

令和8年度概算要求額　101億円（92億円）　※（ ）内は前年度当初予算額
令和6年度支給件数　4,283件

1 事業の目的

○ 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
○ 建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

2 事業の概要・スキーム

※ 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

コース名		成果目標		助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））
業種別課題対応コース （長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）	**建設事業**	①～⑥の何れかを１つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 所定外労働時間の削減 ③ 年休の計画的付与制度の整備 ④ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ⑤ 新規に９時間（※）以上の勤務間インターバル制度を導入 ※ 自動車運転の業務、医業に従事する医師は10時間以上 ⑥ 所定休日の増加 ⑦ 医師の働き方改革の推進	①：**250**万円（月80H超→月60H以下）等 ②：**100**万円（10H以上）等 ③：**25**万円 ④：**25**万円 ⑤：**170**万円（11H以上）等 ※自動車運転の業務、医業に従事する医師 **150**万円（11H以上）等 ※建設事業、砂糖製造業、その他 ⑥：**100**万円（４週４休→４週８休）等 ⑦：**50**万円
	自動車運転の業務	①～⑤の何れかを１つ以上		
	医業に従事する医師	①～⑤又は⑦の何れかを１つ以上		
	砂糖製造業 （鹿児島県・沖縄県に限る）	①～⑤の何れかを１つ以上		
	その他長時間労働が認められる業種	①～⑤の何れかを１つ以上		
労働時間短縮・年休促進支援コース （労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）		①～③の何れかを１つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①：**150**万円（月80H超→月60H以下）等 ②：**25**万円 ③：**25**万円
勤務間インターバル導入コース （勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に対し助成）		新規に９時間以上の勤務間インターバル制度を導入		勤務間インターバルの時間数に応じて、以下のとおり設定 ・９～11H：**100**万円　・11H以上：**150**万円
取引環境改善コース（仮称） （荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等の集団に対し助成）		荷主等により構成される集団が、構成員である運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に効果を上げること		上限額：**100**万円
団体推進コース （傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）		事業主団体が、傘下企業のうち１/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること		上限額：**500**万円

○ **助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）**：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組
（取引環境改善コースは、①好事例の周知、普及啓発、②セミナーの開催、③巡回指導、相談窓口の設定、④労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新　等）
（団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置　等）

○ **加算制度あり**（※取引環境改善コース及び団体推進コースを除く）
＜賃金引き上げ＞ 賃金を引き上げた労働者数及び企業規模に応じて、助成金の上限額に加算（3%以上：**6**万円～最大**60**万円、5%以上：**24**万円～最大**480**万円、7%以上：**36**万円～最大**720**万円）。
＜割増賃金率引き上げ＞ ①割増賃金率を法定より5%以上引き上げた場合、助成金の上限額を**25**万円加算。
②1か月45時間超60時間以内の時間外労働に対する割増賃金率を50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たした場合には、助成金の上限額を**100**万円加算。

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

令和8年度概算要求額 ３０億円（３０億円）※（）内は前年度当初予算額。

1 事業の目的

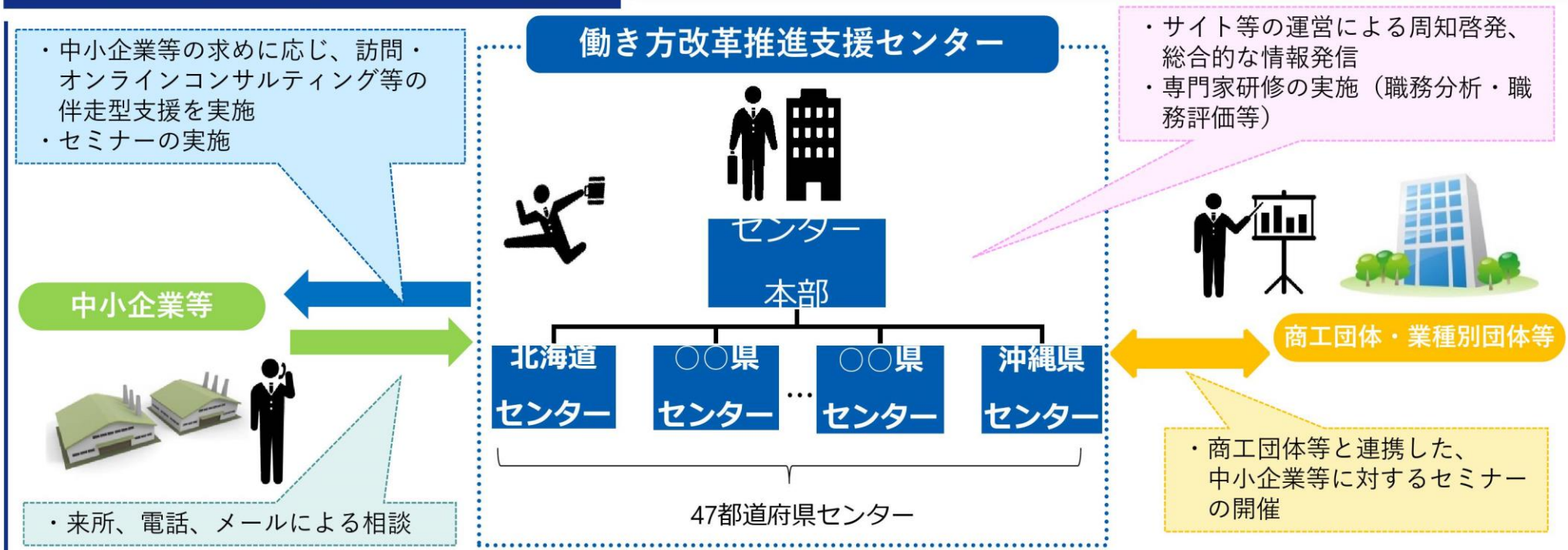
中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、センター本部及び47都道府県センターから成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、

○ 労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施
○ 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
○ 働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信

などの支援を行う。

＜取扱いテーマ例＞
長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、様々な労働時間制度の運用、人手不足解消に向けた雇用管理改善、その他ジョブ型人事指針など雇用・労働関係

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



実施主体：国から民間業者へ委託

事業実績（令和6年度）：窓口等における個別相談件数　約37,000件、コンサルティングによる相談件数　約33,000件

労働時間管理適正化指導員の活用について

令和７年９月　日

事業主各位

福岡労働局労働基準部監督課長
（契印省略）

「労働時間管理適正化指導員」制度活用のご案内

日頃から労働基準行政に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、自動車運転者については、他業種の労働者に比較して長時間労働の実態にあり、労働時間をはじめ労働基準関係法令違反も多くの事業場で認められております。また、働き方改革に伴い、令和６年度から施行されている「自動車運転者の時間外労働上限規制（年960時間）」及び「改善基準告示」については、その円滑な定着を図ることが求められています。

このような状況から、福岡労働局では、「労働時間管理適正化指導員」制度を設け、指導員が各事業場を個別に訪問し、直接、事業主・担当者に労働基準関係法令・改善基準告示等の説明や長時間労働の改善に向けた取り組み事例の紹介等を行うこととしています。本制度は、各事業場の適正な労務管理の確保等を無料で支援する制度であり、労働基準監督署が行う監督指導などとは異なりますので、この機会に積極的にご活用ください。

労働時間管理適正化指導員の個別訪問を希望される方は、別紙の「個別訪問等申込書」にご記入の上、「訪問事前アンケート」とともに、下記宛て、電子メール、又は同封の返信用封筒にて、お申し込みください。なお、申込期限はとくにございませんが、早めの申し込みをお願いいたします。

以上

【お問合せ/お申込先】
〒812-0013　福岡市博多区博多駅東2-11-1　福岡合同庁舎新館４階
福岡労働局労働基準部監督課
労働時間管理適正化指導員　久保山修一、樋口拓二

電話番号　(092) 411-4862

電子メール　shidouin40@mhlw.go.jp

個別訪問等申込書

福岡労働局労働基準部監督課　行き

令和７年　月　日

事業場名			電話番号 （　）
所在地			
ご担当職氏名			
事業の概要	労働者数	名（うち運転者　名）	
	保有車両台数	台	
訪問希望日	月（上旬頃・中旬頃・下旬頃） 日時は、おってご連絡の上、調整させていただきます。		
その他 ご希望事項			

本制度は労務管理等の改善に意欲のある事業主の方を支援する制度であり、監督指導や監査などとは異なりますので、積極的にご利用ください。

労働時間管理適正化指導員制度

個別訪問・助言・相談のご案内（無料）　令和７年度

例えばこんな事

- 「働き方改革」と時間外労働の上限規制について
- 使用者には労働時間を適正に把握し記録する義務があること
- 自動車運転者の「拘束時間」「休息期間」「運転時間」の規制について
- 荷主と運送事業者の協力による運転者の長時間労働改善への取組み事例
- 最低賃金、歩合制賃金、固定残業代制度の留意点
- 職場における熱中症対策の義務化について（改正労働安全衛生規則）



私たち労働時間管理適正化指導員は、自主的な労務管理改善を行う事業主の皆様を無料で応援します。







お問合せ
お申込先

〒812-0013　福岡市博多区博多駅東2-11-1　福岡合同庁舎新館４階
福岡労働局労働基準部監督課　担当：久保山・樋口　TEL 092-411-4862